

「令和5年度から適用される個人住民税の主な税制改正」

○住宅借入金等特別税額控除の特例の延長

- ・住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期間が延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居した方が対象となります。
- ・消費税率の引き上げに伴う需要平準化対策が終了したため、控除限度額が下記のとおりとなります。

入居した年月	①	②	③
	平成21年1月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 令和3年12月（注1）	令和4年1月～ 令和7年12月 （注2）（注3）
控除限度額	A×5% （最高97,500円）	A×7% （最高136,500円）	A×5% （最高97,500円）

（補足）表中のAは所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）です。

（注1）住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が8%または10%の場合に限る。

（注2）令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、表中②の控除限度額と同じとなります。

（注3）令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅借入金等特別税額控除の対象外となります。

住宅借入金等特別控除税額の控除期間

	居住年	控除期間
一定の省エネ基準を満たす新築住宅	令和4年～令和7年	13年
その他の新築住宅	令和4年～令和5年	13年
	令和6年～令和7年	10年
既存住宅	令和4年～令和7年	10年

○民法改正による未成年の取り扱い

令和4年4月1日の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

この改正に伴い、市・県民税の未成年非課税年齢要件も同様に引き下げられます。なお、所得要件の「前年の合計金額135万円以下」は変更ありません。

○セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の適用期間が5年間延長され、令和8年12月31日までが対象となります。